平成２３年（フ）第５２４号
石川県かほく市秋浜ロ２番地26
債務者　丸谷　　勇
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５０９号
岐阜市岩崎342番地
債務者　臼井　秀夫
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５２号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1490番地の３
債務者　志村　貴幸
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第２６４３号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字若宮15番地
債務者　𡈽田　　豊
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９３７号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目１番１―202号
債務者　熊倉小夜子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８４号
兵庫県高砂市米田団地４番104号
債務者　森　　靖惠
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１７７号
鳥取県米子市祇園町１丁目60番地
債務者　和田　佳之
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第７２２号
広島市中区西十日市町10番35―302号
債務者　伊藤　南美
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８９４号
広島市佐伯区五日市中央３丁目13番１号
債務者　濵　のり子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２８３号
広島県東広島市高屋町小谷2046番地
債務者　大坪よし子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３０号
広島市南区東雲１丁目14番17―203号
債務者　梶村　真子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６５号
広島県尾道市久保１丁目12番３号
債務者　吉井　久美（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
香川県丸亀市富士見町１丁目４番19―301号
富士見ハイツ
債務者　寺岡　直樹
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１５６号
香川県綾歌郡宇多津町浜八番丁130番地３
フォブール宇多津Ａ―101
債務者　田村　和久
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１６７号
香川県善通寺市仙遊町１丁目９番18号
債務者　矢野　智子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１００２号
北九州市戸畑区境川２丁目４番１―701号
債務者　朝野　雅子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１９０号
北海道小樽市相生町９番１号、前住所北海道石狩市花川南１条５丁目34番地
債務者　阿部　松彦
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部